

# 国立大学法人岩手大学化学物質等管理規則

令和5年3月24日 制定

## (目的)

- 第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学(以下「本学」という。)における化学物質等の管理、取扱い及び保管について必要な事項を定め、もって本学における化学物質等による安全衛生上の危害と環境汚染を防止し、その適正な使用及び自律的な管理を行うことを目的とする。
- 2 本学における化学物質等の管理は、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「毒劇法」という。)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、消防法(昭和23年法律第186号)、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号。以下「PRTR法」という。)その他化学物質の管理について定める法律並びにこれらに基づく政令及び省令等(以下「関係法令」という。)の規定によるほか、この規則の定めるところによる。

## (定義)

- 第2条 この規則において「化学物質等」とは、本学における教育研究その他諸活動で用いる元素及び化合物のうち、法令等により規制を受けるものであって、次の各号に掲げるものをいう。ただし、医療用医薬品及び放射性物質を除く。
- 一 「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS:The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)」に基づき危険性及び有害性が認められた物質
- 二 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)に定める高圧ガス
- 三 その他学長が全学的な管理を行う必要があると定める物質
- 2 この規則において「部局等」とは、各学部(附属施設及び附属学校を含む。)、各研究科、各教育研究施設、各教育研究基盤施設、各教育研究支援施設、各特定事業推進室、学務部、研究・地域連携部、法人運営部、監査室、戦略企画・評価分析室及び各技術部をいう。
- 3 この規則において「部局長」とは、前項に定める部局等の長をいう。
- 4 この規則において「学生等」とは、岩手大学の学生、岩手大学大学院の学生、科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び特別研究学生をいう。
- 5 この規則において「使用者」とは、化学物質等を使用する職員及び学生等をいう。
- 6 この規則において「化学物質等管理者」とは、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第12条の5にて定められる化学物質管理責任者をいう。
- 7 この規則において「リスクアセスメント」とは、化学物質等による危険性又は有害性を特定し、特定された化学物質等による危険性又は有害性並びに当該化学物質等を取扱う作業方法、設備等により業務に従事する者に負傷又は疾病を生じさせる度合とその重篤度からリスクを見積もり、かつ、優先度に従いリスク低減措置の検討を行うことをいう。

## (学長の責務)

第3条 学長は、本学における化学物質等の適正な安全管理に関して総括する。

- 2 学長は、使用者が関係法令等及びこの規則に基づいた化学物質等の管理を適正に行わない場合、又はそのおそれがあると判断した場合は、当該使用者の化学物質等の使用を禁止することができる。
- 3 学長は、使用者に対し、化学物質等の管理のための知識の周知及び資質向上のため、定期的な教育を継続的、かつ、計画的に実施するものとする。

(安全衛生委員会)

第4条 本学における化学物質等の適正な安全管理に関する重要事項は、国立大学法人岩手大学安全衛生委員会において、審議する。

(部局長の責務)

第5条 部局長は、部局等における化学物質等の安全管理の責任者として、当該部局等における化学物質等管理について指導監督を行うとともに、化学物質等を使用する実験室、研究室等における安全管理体制の整備に努めなければならない。

(職員の責務)

第6条 職員は、化学物質等の使用に当たり、部局長の指示に従うとともに関係法令及びこの規則を遵守しなければならない。

- 2 職員は、使用する化学物質等について、保健衛生上の危害を未然に防止するために安全な取扱い、盗難及び紛失等の事故を防止する適正な管理を行わなければならない。
- 3 職員は、使用する化学物質等のリスクアセスメントを行い、その結果に基づくリスク低減の措置を行わなければならない。
- 4 職員は、保有する化学物質等の種類、使用量等の把握及び整理・整頓に留意し、化学物質等の取得を計画的に行い、保管期間の短縮、在庫の少量化及び使用の減量に努めなければならない。
- 5 職員は、使用する化学物質等に関し、化学物質等の性状及び取扱いに関する情報(SDS:Safety Data Sheet)を入手し開示することで、適切に使用されるよう努めなければならない。
- 6 職員は、皮膚等への障害を引き起こす化学物質等を使用する際、適切な保護具を着用するとともに使用する学生等に対しても着用させなければならない。
- 7 職員は、化学物質等を使用する学生等に対して、適正な使用、管理に関する教育及び指導を行わなければならない。
- 8 職員は、自身が次の各号のいずれかに該当する場合は、化学物質等管理者に届け出なければならない。
  - 一 毒劇法第3条の2に定める特定毒物研究者
  - 二 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第2条第20号に定める麻薬研究者
  - 三 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号。以下「覚剤法」という。)第2条第4項に規定する覚せい剤研究者
  - 四 覚剤法第2条第10項に規定する覚せい剤原料研究者

(化学物質等管理者の責務)

第7条 化学物質等管理者は、労働安全衛生規則第12条の5の規定に従い職員のうちから学長が選任する。

- 2 化学物質等管理者は、次の各号に掲げる化学物質等の管理に係る業務を行う。
  - 一 化学物質等の性状及び取扱いに関する情報（SDS:SafetyDataSheet）等に関すること。
  - 二 化学物質等に関するリスクアセスメントの実施及びその措置に関すること。
  - 三 化学物質等の自律的管理に関わる各種記録の作成及び保存に関すること。
  - 四 化学物質等の自律的管理に関わる使用者への周知及び教育に関すること。
  - 五 リスクアセスメント対象物質による労働災害が発生した場合の対応に関すること。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、化学物質等の管理に必要な業務に関すること。

(学生等の責務)

第8条 化学物質等を使用する学生等は、関係法令等及びこの規則を遵守するとともに、所属する部局長又は職員の指導監督のもとに、化学物質等について適正に使用しなければならない。

(化学物質等の登録)

第9条 職員は、学生教育又は研究活動に使用する化学物質等を岩手大学化学薬品購入システムから発注することで、当該化学物質等の登録を行うものとする。

(化学物質等の処分)

第10条 職員は、不要となった化学物質について、関係法令等に従い速やかに廃棄しなければならない。空容器を廃棄するときは、保健衛生上の危害が生じないように必要な措置を講じなければならない。

(化学物質等の移動及び移管)

第11条 職員は、研究室の移動、職員の異動等に伴い化学物質等を職員間で移管するときは、事故、保健衛生上の危害、盗難及び紛失を防ぐため必要な措置を講じなければならない。

(健康管理)

第12条 使用者の健康管理は、国立大学法人岩手大学職員安全衛生管理規則（平成16年4月1日制定）に定めるところによる。

(緊急時の措置)

第13条 職員は、その管理下にある化学物質等の盗難又は紛失の際は、速やかにその旨を部局長に報告し、その指示に従うものとする。

- 2 職員は、化学物質等が飛散、漏えい又は地下等へのしみ込みにより、保健衛生上の危害が生じるおそれがあるときは、速やかに部局長へ報告するとともに、その危害を防止するために必要な応急措置を講じなければならない。

- 3 部局長は、前2項の事故等の報告を受けたときは、速やかに総括安全衛生管理者及び危機管理を担当する理事・副学長に報告しなければならない。
- 4 前項の場合において、総括安全衛生管理者は、直ちに学長に報告するとともに、保健所、警察署、消防機関等の関係行政機関への届出等必要な措置を講じ、学長に措置内容及び結果を報告しなければならない。

(改善措置)

- 第14条 学長は、化学物質等による安全管理上の問題若しくは健康障害が生じ、又は生じると認められるときは、部局長に対して、化学物質等の使用停止を含む改善措置を命ずることができる。
- 2 部局長は、前項による改善措置を命ぜられたときは、当該改善措置を遅滞なく講じなければならない。

(毒物及び劇物の管理)

- 第15条 毒物及び劇物の管理は、毒劇法及び岩手大学毒物及び劇物管理規則（平成16年4月1日制定）に定めるところによる。

(実験廃液の管理)

- 第16条 化学物質等が含まれる実験廃液の管理は、岩手大学実験廃液分別マニュアルに定めるところによる。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。